

《2. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議》

【新規審議品目】

(2) 「おさかなのソーセージ60」（株式会社ニッスイ）

〇〇〇委員 次は、株式会社ニッスイの「おさかなのソーセージ60」です。

消費者庁から製品の概要の説明をお願いいたします。

〇消費者庁食品表示企画課 それでは、説明いたします。

資料2-1を御覧ください。

申請者は株式会社ニッスイ、商品名は「おさかなのソーセージ60」でございます。

本申請品は、カルシウムの疾病リスク低減表示特保でございます。既に許可されております「おさかなのソーセージ70」「おさかなのソーセージ75」と1日摂取目安量が異なっておりますけれども、許可表示や1日摂取量当たりの関与成分量については、特に変更はございません。

説明は以上でございます。御審議をよろしく申し上げます。

〇〇〇委員 ありがとうございます。

70gが60gになったというところで、大きく動いた成分、材料について御説明いただけますでしょうか。

〇消費者庁食品表示企画課 量が減っておりますので、ごく僅かですが、栄養成分的にはエネルギー量やたんぱく質が全体的に減ってはおります。ただし、関与成分量につきましては、特に「おさかなのソーセージ70」と同じく350mgとなっております。

〇〇〇委員 配合割合のところでは変更があるようです。

〇消費者庁食品表示企画課 配合割合で大きく動いているものは、ここに書かれているのは100kg当たりの量になっているので、もともとのベースとなるソーセージの部分の材料はほぼ変わっておりません。関与成分量を一定にするために若干関与成分原料である□□と□□、こちらを変えているというところでございます。

〇〇〇委員 100kg当たりの配合割合が記載されていて、最終的には60g当たりにカルシウムとしては350mg入っているということで、少し濃縮されたような形になっているということですね。ありがとうございます。

今の説明につきまして、委員の皆様から御意見があればお願いいたします。

ありがとうございます。

事務局から特に事前に委員から出されたコメントなどがありましたらお願いします。

〇消費者委員会事務局 それでは、説明させていただきます。

資料2-2を御覧ください。

この「おさかなのソーセージ60」については、お二人の委員からコメントをいた

だいております。

最初に、□□委員からですが、表示や効果変更を必要とする実質的な変更点はないだろうということで、これでいいのではないかという意味だと思います。

それから、□□委員、既許可食品から重量のみが変更され、要は、原材料の配合比率は同じであるということで、これに関しては重量を70から60gに変更したのみで内容成分は全く同じであり、特に問題はないと考えます、また、許可表示については、カルシウムの疾病リスク低減表示の保健の用途表示に準拠しているため、問題はないと考えます。このお二人の意見をいただいております。

以上でございます。

○□□委員 ありがとうございます。

□□委員、□□委員、追加等がありましたらお願いいたします。

○□□委員 特に私からはありません。大丈夫です。

○□□委員 ありがとうございます。□□委員。

○□□委員 私からもありません。

○□□委員 ありがとうございます。

それでは、ほかの特に御意見を出されていない委員、お願いいたします。

□□委員、お願いします。

○□□委員 問題ないと思うのですが、□□のほうを多くして□□のほうを減らしている理由は分かりますか。

○□□委員 理由は分かりますでしょうか。

○消費者委員会事務局 聞いておりませんので、分からないと言ってもいいのかもしれませんが、ただ、100kg当たり□□という非常に少量のものなので、基本的にはこの関与成分はほとんど□□から来ているという理解でよろしいかと思いますが、いかがでございましょうか。

○□□委員 大丈夫です。70g、75gは変わらなくて、なぜ60gだけそうするのかと思ったものですから、ありがとうございます。

○□□委員 ありがとうございます。

それでは、申請者にその辺りは何か理由があるかというところも聞いておいていただいて、座長預かりで、聞くだけ聞いていただけますでしょうか。

○消費者委員会事務局 分かりました。聞いておきます。

○□□委員 気になったのは、用量が少ないので過剰摂取の可能性はあるかと思いましたが、70gが60gに変更ですから、そんなに大きな問題にはならないかと考えます。

そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、そのほか、御意見がないようですので、審議結果を整理して、処理方

法について確認したいと思います。

お願いいたします。

○消費者委員会事務局 本件に関しましては、当調査会として了承ということによろしいでしょうか。

○□□委員 はい。

○消費者委員会事務局 今、□□委員からありましたように、ニッスイには□□の量のことだけは確認をいたしておきます。

以上でございます。

○□□委員 ありがとうございます。

今の御説明に対して御質問はありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次の審議に移ります。